

平成 29 年度

財務諸表

(統一的な基準)

1. 統一的な基準導入の経緯

財務諸表については多くの地方自治体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されていました。しかし決算統計データから算出される仕訳や資産負債情報では実態を正確に反映した財務諸表が作成できないことから今般、発生主義・複式簿記といった企業会計手法により、ストック(どれだけの資産を蓄えているか)やフロー(資金がどのように動いたか、その流れ)を明らかにし、個々の事業や施設単位でのコスト分析、公共施設マネジメント等への活用を目指し統一的な基準が導入されました。

2. 財務書類とは

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書で構成されています。

(1) 貸借対照表

年度末時点での資産や負債などのストック（蓄積）情報を明らかにすることを目的として作成するものです。

(2) 行政コスト計算書

行政サービス提供にかかったコスト（消費的経費）から、受益者負担分など（収益）を差し引いた後の純行政コストを明らかにすることを目的として作成するものです。

(3) 純資産変動計算書

会計期間中の純資産（資産－負債）の増減について、要因、財源等を明らかにすることを目的として作成するものです。

(4) 資金収支計算書

会計期間中の資金の増減について、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の3区分により要因等を明らかにすることを目的として作成するものです。

3. 統一的な基準導入による変更点

区分	主な変更点	
財務書類の作成方法		
	従前 ＜総務省方式改訂モデル＞	今回 ＜統一基準＞
	決算統計データを活用	決算の歳入・歳出データを個々に複式仕訳（取引を貸方・借方に分けて二面的に記帳）
	⇒当町は複式仕訳を作成する方法として、伝票起票の都度仕訳を行う「日々仕訳方式」を採用しています。	
資産計上の方法		
	【固定資産評価について】	
	従前 ＜総務省方式改訂モデル＞	今回 ＜統一基準＞
	決算統計で「普通建設事業費」として区分された経費の累計	固定資産台帳の整備による積み上げ
⇒従前の総務省方式改訂モデルは、普通建設事業費の累計により固定資産を積算していましたが、今回の統一基準においては固定資産台帳を整備し、個々の資産を評価することで固定資産の積算を行っています。		
財務書類の対象範囲		
	従前 ＜総務省方式改訂モデル＞	今回 ＜統一基準＞
	・一般会計 ・特別会計 ・公営企業会計	・一般会計 ・特別会計 ・公営企業会計 ・一部事務組合 ・広域連合 ・第三セクター等
	⇒対象範囲の違いで3種類の財務書類があります。 <u>①一般会計等財務書類</u> 一般会計＋宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計 <u>②全体財務書類</u> ①＋国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計、水道事業会計 ※農業集落排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計については公営企業会計適用の集中取組期間であるため連結対象外となります。なお、平成30年度決算から公営企業会計を適用することから連結対象となります。 <u>③連結財務書類</u> ②＋塩谷広域行政組合、栃木県市町村総合事務組合 栃木県後期高齢者広域連合、株式会社元気あつぷ公社	

4. 総務省方式改訂モデルと統一的な基準の主な数値差について

○貸借対照表

資産計上の方法が決算統計データの積み上げから固定資産台帳データに変更されました。

⇒有形固定資産

総務省方式改訂モデル：31,746,236 千円

統一的な基準：28,712,019 千円

差額 △ 3,034,217 千円

※これまで決算統計データにより画一的に積算していたものを、固定資産台帳の整備により統一的な基準で定める耐用年数への変更や、所有権のない資産、取り壊された資産を控除したことによるものです。

○行政コスト計算書

計算書に用いるデータが決算統計データから個々の仕訳データに変更されました。

⇒純行政コスト

総務省方式改訂モデル：8,224,931 千円

統一的な基準：8,578,255 千円

差額 353,324 千円

○純資産変動計算書

資産計上の方法が変更されたことに伴い純資産の額も変動しました。

⇒純資産残高

総務省方式改訂モデル：31,002,825 千円

統一的な基準：28,043,205 千円

差額△ 2,959,620 千円

○資金収支計算書

計算書に用いるデータが決算統計データから個々の仕訳データに変更されました。

尚、計算書の項目について以下のとおり変更となっているため数値比較はできません。

総務省方式改訂モデル

- ・経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支

統一的な基準

- ・業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支

5. 今後の利活用について

統一的な基準により整備された複式簿記の手法を用いて、これまで不明確だった資産・負債（ストック情報）や資金の流れ（フロー情報）が「見える化」されました。今後についてはこの「見える化」された情報の分析（経年比較や他団体との比較検証）により得られた情報を、財政運営における目標設定等へ活用することを検討していきます。

6. 平成 30 年度決算以降の財務諸表作成スケジュールについて

◆ 9 月議会

- ・ 一般会計等財務諸表
- ・ 全体財務諸表

◆ 3 月議会

- ・ 連結財務諸表

※統一的な基準では町の会計だけでなく、第三セクターや一部事務組合、広域連合までを連結した連結財務書類を作成します。すべての連結団体が財務諸表を作り終える時期が概ね 1 月頃を予定しているため、当町における連結財務諸表の提出は 3 月議会を予定しています。

財務諸表の分析【一般会計等】

総務省では統一的な基準による財務諸表の活用として以下の指標による分析を例示しています。今回は初年度のため指標を示すのみですが、今後においては以下の指標を経年比較することで全体の傾向を分析していきます。

1 住民一人当たりの資産額

資産合計÷住民基本台帳人口

36,414,581 千円÷29,667 人=1,227 千円

町の資産が住民一人あたりどのくらいあるのかを示しています。

2 住民一人当たりの負債額

負債合計÷住民基本台帳人口

8,371,376 千円÷29,667 人=282 千円

町の負債が住民一人あたりどのくらいあるのかを示しています。

3 住民一人当たりの行政コスト

純行政コスト÷住民基本台帳人口

8,578,255 千円÷29,667 人=289 千円

住民一人当たりの行政コストを算出することで、行政活動の効率性をみることができます。

4 歳入額対資産比率

資産合計÷歳入総額

36,414,581 千円÷10,614,561 千円=3.4 年

これまで形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを示しています。

5 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額）×100

42,130,723 千円÷（28,712,019 －10,680,134＋42,130,723）×100

=70.0%

償却資産全体が耐用年数に対して取得からどの程度経過しているかを示しています。

6 純資産比率

純資産÷資産合計×100

28,043,205 千円÷36,414,581 千円×100

=77.0%

資産全体に対する純資産の割合は将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのかを図る指標となります。

7 社会資本等形成の世代間負担比率

地方債残高÷有形・無形固定資産合計×100

7,094,604 千円÷28,712,019 千円×100=24.7%

町の資産がどれだけの地方債（将来の世代にも負担を求めながら形成された社会資本）により整備されたか割合を算出することにより、将来世代の負担割合を図ることができます。

8 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支

649,327 千円＋（△919,015 千円）＝△269,688 千円

資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く）及び投資活動収支の合計額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。

9 受益者負担比率

経常収益÷経常費用

515,134 千円÷9,092,867 千円×100=5.7%

使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担と行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を示しています。